

新旧対照表 (J:COM でんき 家庭用コース契約約款_九州電力エリア)

J:COM でんき 家庭用コース契約約款 本文

変更後	変更前	変更
<p>第 4 章 料金の算定および支払い 第 26 条 (延滞処理)</p> <p>(1) 契約者の料金その他の債務 (加入契約の終了後に確定したものを含みます) について、本約款その他当社の別途定める支払期日を経過しても支払いがない場合、または当社が支払いを確認できない場合、当社は、契約者に対して督促または通知を行うことがあり、当該督促または通知を行うたびに、別に定める料金表 I に記載の延滞手数料を請求額に加算できるものとします。</p>	<p>第 4 章 料金の算定および支払い 第 26 条 (延滞処理)</p> <p>(1) 契約者は、料金その他の債務について、当月の支払期日にお支払がない場合で、翌月分をあわせてお支払いいただくこととした翌月の支払期日を経過してもなお支払がない場合 (当社が支払を確認できない場合も含みます) には、当社が別に定める料金表 I に記載の延滞手数料を加算して当社に支払っていただきます。</p>	変更
<p>(2) 契約者は、料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合、または当社が支払いを確認できない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、法定利率に準拠し算定して得た額を遅延損害金として、当社にお支払いいただきます。</p>	<p>(2) 前項の延滞処理にもかかわらず、契約者は、料金その他の債務 (延滞手数料は除きます) について、支払期日を経過してもなお支払がない場合には、当社が定める期日から支払の日の前日までの日数について、年 14. 5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払っていただきます。</p>	変更
<p>(3) 削除</p>	<p>(3) 当社は、本条で定める延滞手数料と遅延損害金を、重複して加算することはありません。</p>	削除

料金表 I 手数料等

変更後			変更前			変更
手続きに関する料金			手続きに関する料金			変更
延滞手数料	ご利用料金のお支払いが滞った場合において当社が督促または通知を行うことにより加算される料金	1 回あたり 400 円 (税込 440 円)	延滞手数料	2 ヶ月分のご利用料金のお支払いが滞った場合に発生する料金	600 円 (税込 660 円)	

新旧対照表 (J:COM でんき 共用部コース契約約款_九州電力エリア)

J:COM でんき 共用部コース契約約款 本文

変更後	変更前	変更
<p>第 4 章 料金の算定および支払い 第 25 条 (延滞処理)</p> <p>(1) 契約者の料金その他の債務 (加入契約の終了後に確定したものを含みます) について、本約款その他当社の別途定める支払期日を経過しても支払いがない場合、または当社が支払いを確認できない場合、当社は、契約者に対して督促または通知を行うことがあり、当該督促または通知を行うたびに、別に定める料金表に記載の延滞手数料を請求額に加算できるものとします。</p>	<p>第 4 章 料金の算定および支払い 第 25 条 (延滞処理)</p> <p>(1) 契約者は、料金その他の債務について、当月の支払期日にお支払いがない場合で、翌月分をあわせてお支払いいただくこととした翌月の支払期日を経過してもなお支払いがない場合 (当社が支払を確認できない場合も含みます) には、当社が別に定める料金表に記載の延滞手数料を加算して当社に支払っていただきます。</p>	変更
<p>(2) 契約者は、料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合、または当社が支払いを確認できない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、法定利率に準拠し算定して得た額を遅延損害金として、当社にお支払いいただきます。</p>	<p>(2) 前項の延滞処理にもかかわらず、契約者は、料金その他の債務 (延滞手数料は除きます) について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、当社が定める期日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払っていただきます。</p>	変更

(3) 削除	(3) 当社は、本条で定める延滞手数料と遅延損害金を、重複して加算することはありません。	削除
--------	--	----

料金表

(第 16 条、第 25 条関係) 手数料等

変更後			変更前			変更
手続きに関する料金			手続きに関する料金			変更
延滞手数料	ご利用料金のお支払いが滞った場合において当社が督促または通知を行うことにより加算される料金	1 回あたり 400 円 (税込 440 円)	延滞手数料	2 ヶ月分のご利用料金のお支払いが滞った場合に発生する料金	600 円 (税込 660 円)	

新旧対照表 (J:COM 電力 家庭用コース契約約款_九州電力エリア)

J:COM 電力 家庭用コース契約約款 本文

変更後	変更前	変更
<p>第 4 章 料金の算定および支払い 第 26 条 (延滞処理)</p> <p>(1) 契約者の料金その他の債務 (加入契約の終了後に確定したものを含まず) について、本約款その他当社の別途定める支払期日を経過しても支払いがない場合、または当社が支払いを確認できない場合、当社は、契約者に対して督促または通知を行うことがあり、当該督促または通知を行うたびに、別に定める料金表 I に記載の延滞手数料を請求額に加算できるものとします。</p>	<p>第 4 章 料金の算定および支払い 第 26 条 (延滞処理)</p> <p>(1) 契約者は、料金その他の債務について、当月の支払期日にお支払いがない場合、翌月分をあわせてお支払いいただくこととした翌月の支払期日を経過してもなお支払いがない場合 (当社が支払を確認できない場合も含みます) には、当社が別に定める料金表 I に記載の延滞手数料を加算して当社に支払っていただきます。</p>	変更

<p>(2) 契約者は、料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合、または当社が支払いを確認できない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、法定利率に準拠し算定して得た額を遅延損害金として、当社にお支払いいただきます。</p>	<p>(2) 前項の延滞処理にもかかわらず、契約者は、料金その他の債務（延滞手数料は除きます）について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、当社が定める期日から支払の日の前日までの日数について、年 14. 5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払っていただきます。</p>	<p>変更</p>
<p>(3) 削除</p>	<p>(3) 当社は、本条で定める延滞手数料と遅延損害金を、重複して加算することはありません。</p>	<p>削除</p>

料金表 I 手数料等

変更後			変更前			変更
手続きに関する料金			手続きに関する料金			変更
延滞手数料	ご利用料金のお支払いが滞った場合において当社が督促または通知を行うことにより加算される料金	1 回あたり 400 円 (税込 440 円)	延滞手数料	2 ヶ月分のご利用料金のお支払いが滞った場合に発生する料金	600 円 (税込 660 円)	

新旧対照表 (J:COM 電力 共用部コース契約約款_九州電力エリア)

J:COM 電力 共用部コース契約約款 本文

<p>第4章 料金の算定および支払い 第25条 (延滞処理)</p> <p>(1) 契約者の料金その他の債務 (加入契約の終了後に確定したものを含まず) について、本約款その他当社の別途定める支払期日を経過しても支払いがない場合、または当社が支払いを確認できない場合、当社は、契約者に対して督促または通知を行うことがあり、当該督促または通知を行うたびに、別に定める料金表に記載の延滞手数料を請求額に加算できるものとします。</p>	<p>第4章 料金の算定および支払い 第25条 (延滞処理)</p> <p>(1) 契約者は、料金その他の債務について、当月の支払期日にお支払いがない場合、翌月分をあわせてお支払いいただくこととした翌月の支払期日を経過してもなおお支払いがない場合 (当社が支払いを確認できない場合も含まず) には、当社が別に定める料金表に記載の延滞手数料を加算して当社にお支払いいただきます。</p>	変更
<p>(2) 契約者は、料金その他の債務について、支払期日を経過してもなおお支払いがない場合、または当社が支払いを確認できない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、法定利率に準拠し算定して得た額を遅延損害金として、当社にお支払いいただきます。</p>	<p>(2) 前項の延滞処理にもかかわらず、契約者は、料金その他の債務 (延滞手数料は除きます) について、支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、当社が定める期日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社にお支払いいただきます。</p>	変更
<p>(3) 削除</p>	<p>(3) 当社は、本条で定める延滞手数料と遅延損害金を、重複して加算することはありません。</p>	削除

料金表

(第 16 条、第 25 条関係) 手数料等

変更後			変更前			変更
手続きに関する料金			手続きに関する料金			変更
延滞手数料	ご利用料金のお支払いが滞った場合において当社が督促または通知を行うことにより加算される料金	1 回あたり 400 円 (税込 440 円)	延滞手数料	2 ヶ月分のご利用料金のお支払いが滞った場合に発生する料金	600 円 (税込 660 円)	

新旧対照表 (J:COM 電力 マンション一括コース契約約款_九州電力エリア)

J:COM 電力 マンション一括コース契約約款

変更後	変更前	変更
<p>第 3 章 料金の算定 第 15 条 (料金の支払義務)</p> <p>2. 利用者の料金その他の債務 (加入契約の終了後に確定したものを含みます) について、本約款その他当社の別途定める支払期日を経過しても支払いがない場合、または当社が支払いを確認できない場合、当社は、利用者に対して督促または通知を行うことがあり、当該督促または通知を行うたびに、別に定める料金表記載の延滞手数料を請求額に加算できるものとします。</p>	<p>第 3 章 料金の算定 第 15 条 (料金の支払義務)</p> <p>2. 利用者は、料金その他の債務について、当月の支払期日にお支払いがない場合で、翌月分とあわせてお支払いいただくこととした翌月の支払期日を経過してもなお支払いがない場合 (当社がお支払いを確認できない場合も含みます。) には、別に定める料金表記載の延滞手数料を加算して当社にお支払いいただきます。</p>	変更

<p>3.加入者は、料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合、または当社が支払いを確認できない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、法定利率に準拠し算定して得た額を遅延損害金として、当社にお支払いいただきます。</p>	<p>3.前項の延滞処理にもかかわらず、加入者は、料金その他の債務（延滞手数料は除きます。）について、支払期日を経過してもなお支払がない場合には、当社が定める期日からお支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社にお支払いいただきます。</p>	<p>変更</p>
<p>4.削除</p>	<p>4.当社は、本条で定める延滞手数料と遅延損害金を、重複して加算することはありません。</p>	<p>削除</p>

料金表 手数料等

変更後	変更前	変更				
<table border="1" data-bbox="152 687 703 759"> <tr> <td data-bbox="152 687 333 759">延滞手数料</td> <td data-bbox="333 687 703 759">400 円 (税込 440 円)</td> </tr> </table>	延滞手数料	400 円 (税込 440 円)	<table border="1" data-bbox="1108 687 1659 759"> <tr> <td data-bbox="1108 687 1290 759">延滞手数料</td> <td data-bbox="1290 687 1659 759">600 円 (税込 660 円)</td> </tr> </table>	延滞手数料	600 円 (税込 660 円)	<p>変更</p>
延滞手数料	400 円 (税込 440 円)					
延滞手数料	600 円 (税込 660 円)					

新旧対照表 (J:COM 提携電力利用規約_九州電力エリア)

J:COM 提携電力利用規約

変更後	変更前	変更
<p>第 6 条 (請求と支払い等)</p> <p>3. 加入者の電気料金その他の債務 (加入契約の終了後に確定したものを含まず) について、本約款その他当社の別途定める支払期日を経過しても支払いがない場合、または当社が支払いを確認できない場合、当社は、契約者に対して督促または通知を行うことがあり、当該督促または通知を行うたびに、別に定める延滞手数料を請求額に加算できるものとします。</p>	<p>第 6 条 (請求と支払い等)</p> <p>3. 加入者は、電気料金について当月の支払期日にお支払いがない場合で、翌月分とあわせてお支払いいただくこととした翌月の支払期日を経過してもなお支払いがない場合 (当社が支払いを確認できない場合も含まれます) には、当社が定める延滞手数料 600 円 (税込 660 円) を加算して当社にお支払いいただきます。</p>	変更
<p>4. 加入者は、電気料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合、または当社が支払いを確認できない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、法定利率に準拠し算定して得た額を遅延損害金として、当社にお支払いいただきます。</p>	<p>4. 前項の延滞処理にもかかわらず、加入者は、電気料金 (延滞手数料は除きます) について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、当社が定める期日から支払の日の前日までの日数について年 14. 5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社が定める方法によりお支払いいただきます。(延滞手数料と遅延損害金は重複して加算されることはありません。)</p>	変更